

令和 5 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 6 年 12 月
国 税 庁

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、令和4事務年度から、実地調査件数（8,556件）、追徴税額合計（735億円）は、ともに増加（対前事務年度比104.4%、109.8%）しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 8,196	件 8,556	% 104.4
②	申告漏れ等の非違件数	件 7,036	件 7,200	% 102.3
③	非違割合 (②/①)	% 85.8	% 84.2	ポイント ▲1.7
④	重加算税賦課件数	件 1,043	件 971	% 93.1
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 14.8	% 13.5	ポイント ▲1.3
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	億円 2,630	億円 2,745	% 104.4
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 388	億円 375	% 96.6
⑧	追徴 税額	本税 億円 582	億円 639	% 109.8
⑨		加算税 億円 87	億円 96	% 110.2
⑩		合計 億円 669	億円 735	% 109.8
⑪	1 実 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注) 万円 3,209	万円 3,208	% 100.0
⑫		追徴税額 (⑩/①) 万円 816	万円 859	% 105.2

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

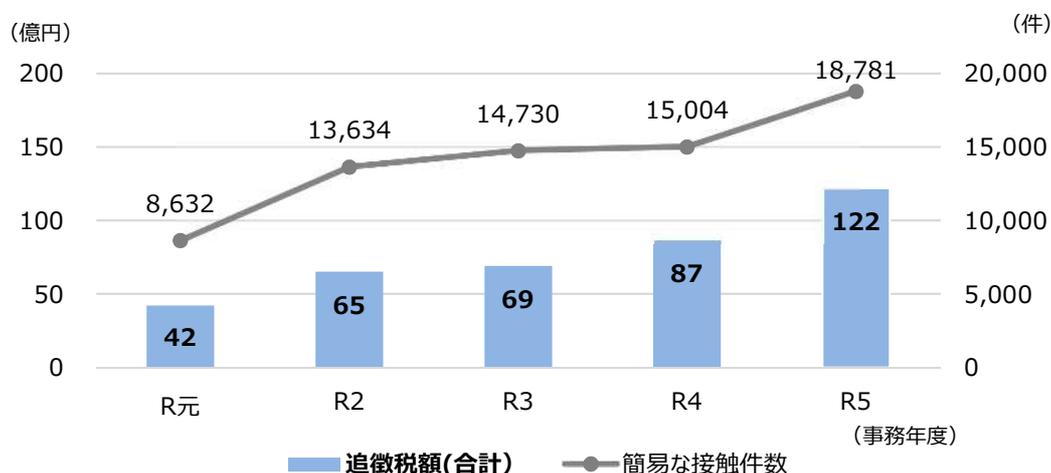
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和5事務年度においては、令和4事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は18,781件（対前事務年度比125.2%）、申告漏れ等の非違件数は5,079件（同137.8%）、申告漏れ課税価格は954億円（同139.0%）、追徴税額合計は122億円（同140.8%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	15,004 件	18,781 件	125.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	3,685 件	5,079 件	137.8 %	
③	申告漏れ課税価格	686 億円	954 億円	139.0 %	
④	追徴税額	本税	82 億円	116 億円	141.1 %
⑤		加算税	4 億円	6 億円	134.9 %
⑥		合計	87 億円	122 億円	140.8 %
⑦	1 簡易な接触に相当した接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	457 万円	508 万円	111.0 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	58 万円	65 万円	112.5 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

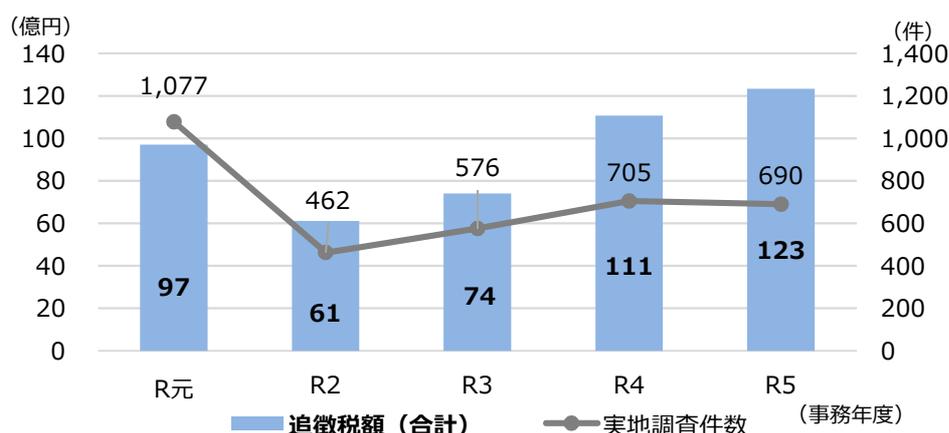
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、追徴税額は123億円（対前事務年度比111.4%）と増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	705 件	690 件	97.9 %	
②	申告漏れの非違件数	607 件	613 件	101.0 %	
③	非違割合 (②/①)	86.1 %	88.8 %	2.7 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	741 億円	752 億円	101.5 %	
⑤	追徴 税 額	本税	91 億円	102 億円	111.4 %
⑥		加算税	19 億円	22 億円	111.0 %
⑦		合計	111 億円	123 億円	111.4 %
⑧	1 実 地 当 調 り 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	10,508 万円	10,899 万円	103.7 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	1,570 万円	1,787 万円	113.8 %

○ 相続税の無申告事案に対する調査実績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和5事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は168件（対前事務年度比96.6%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は62億円（同88.9%）でした。

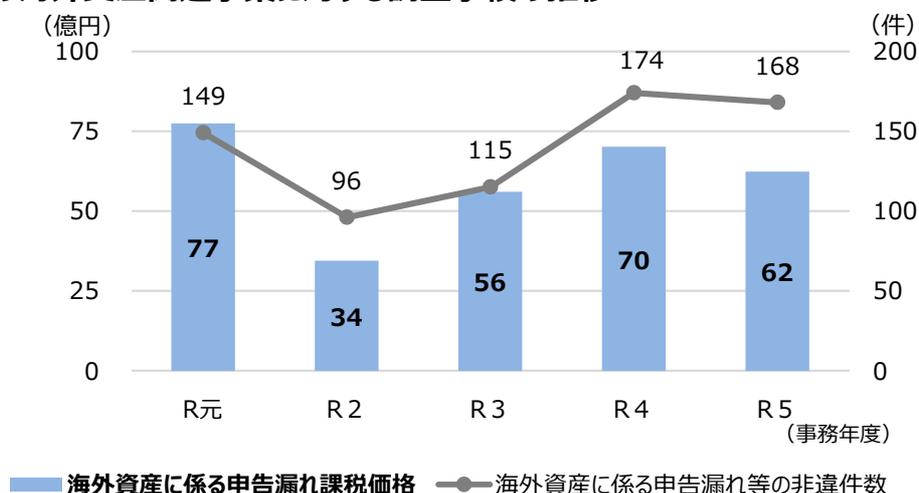
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	海外資産関連事案に対する実地調査件数	845	947	112.1	%
②	海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	700	770	110.0	%
		174	168	96.6	%
③	海外資産に係る重加算税賦課件数	72	68	94.4	%
		9	6	66.7	%
④	海外資産に係る申告漏れ課税価格	340	408	120.0	%
		70	62	88.9	%
⑤	④のうち重加算税賦課対象	25	24	94.6	%
		4	4	98.7	%
⑥	非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格（④/②）	4,855	5,299	109.1	%
		4,028	3,708	92.1	%

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

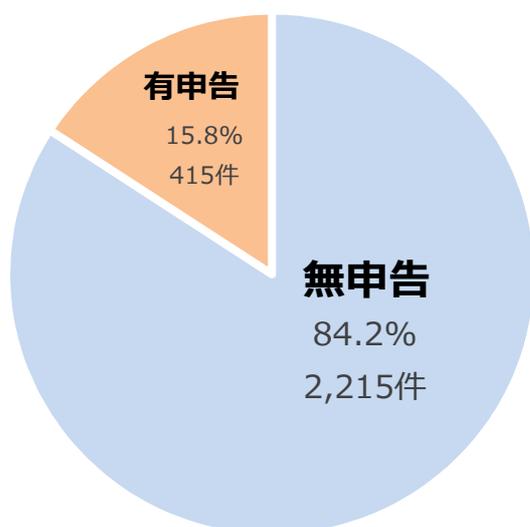
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は2,847件（対前事務年度比97.9%）、追徴税額は108億円（同137.5%）でした。

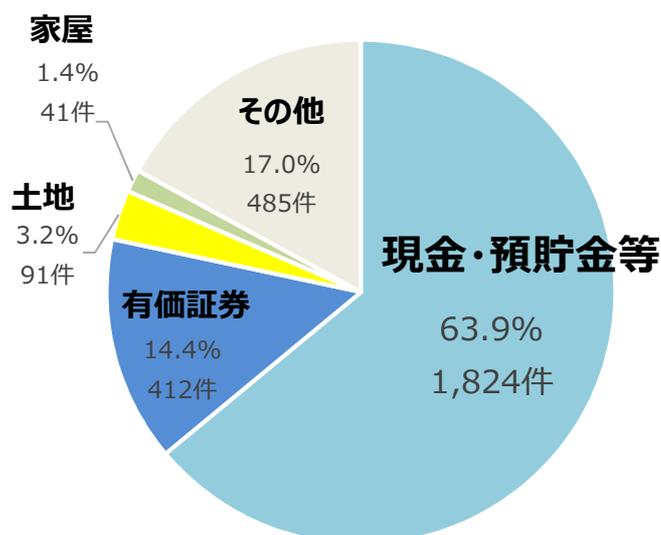
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	2,907 件	2,847 件	97.9 %
②	申告漏れ等の非違件数	2,732 件	2,630 件	96.3 %
③	申告漏れ課税価格	206 億円	264 億円	128.1 %
④	追徴税額	79 億円	108 億円	137.5 %
⑤	1 実地 件当 たり 調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	708 万円	926 万円	130.8 %
⑥	追徴税額 (④/①)	270 万円	380 万円	140.4 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



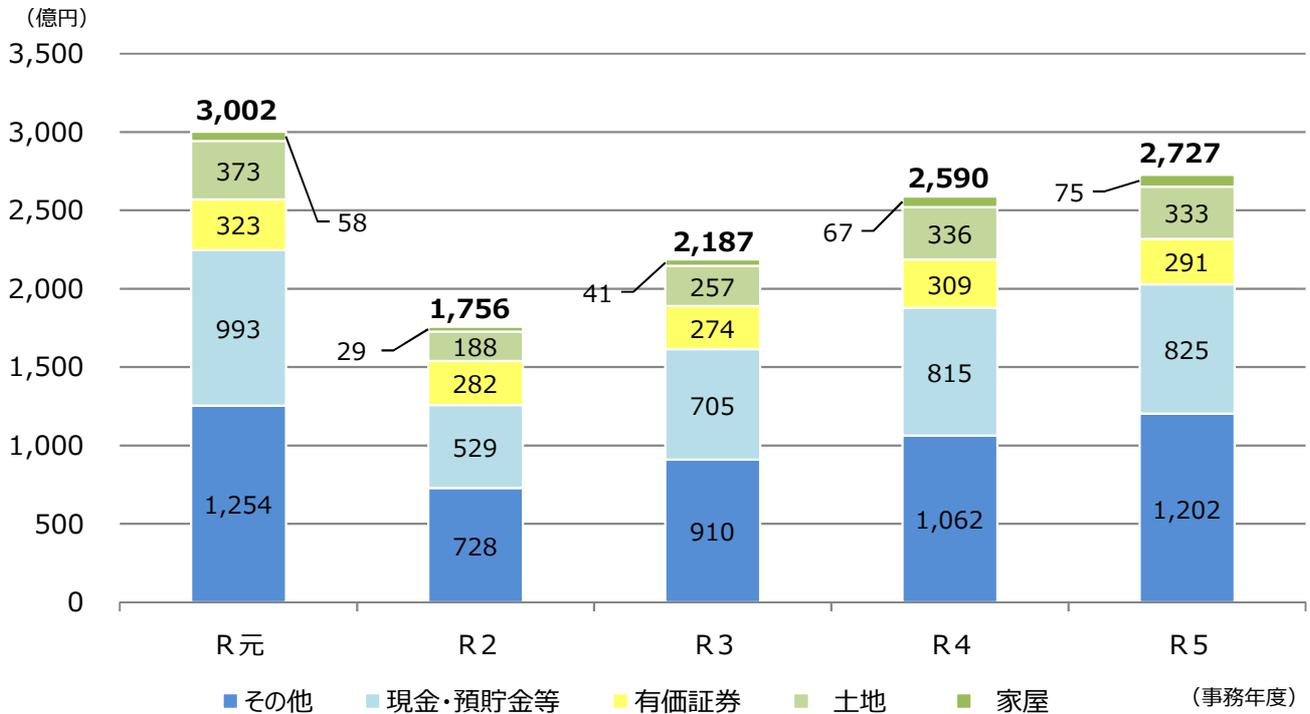
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



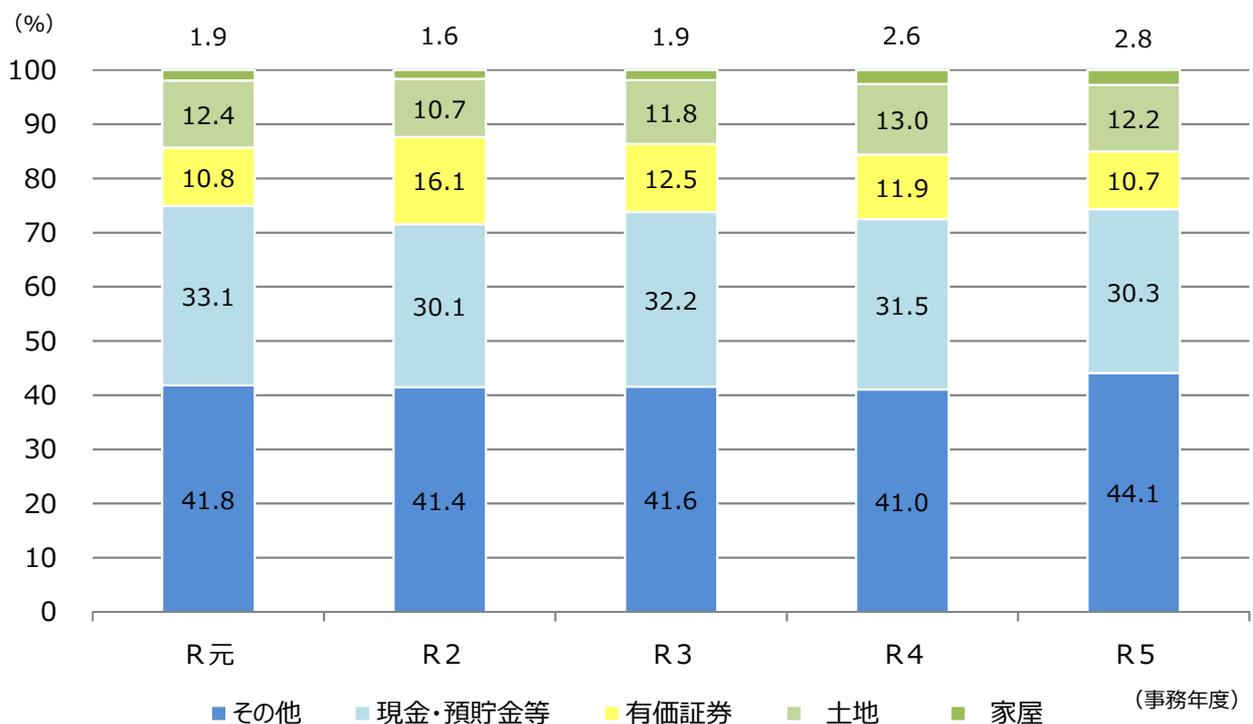
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

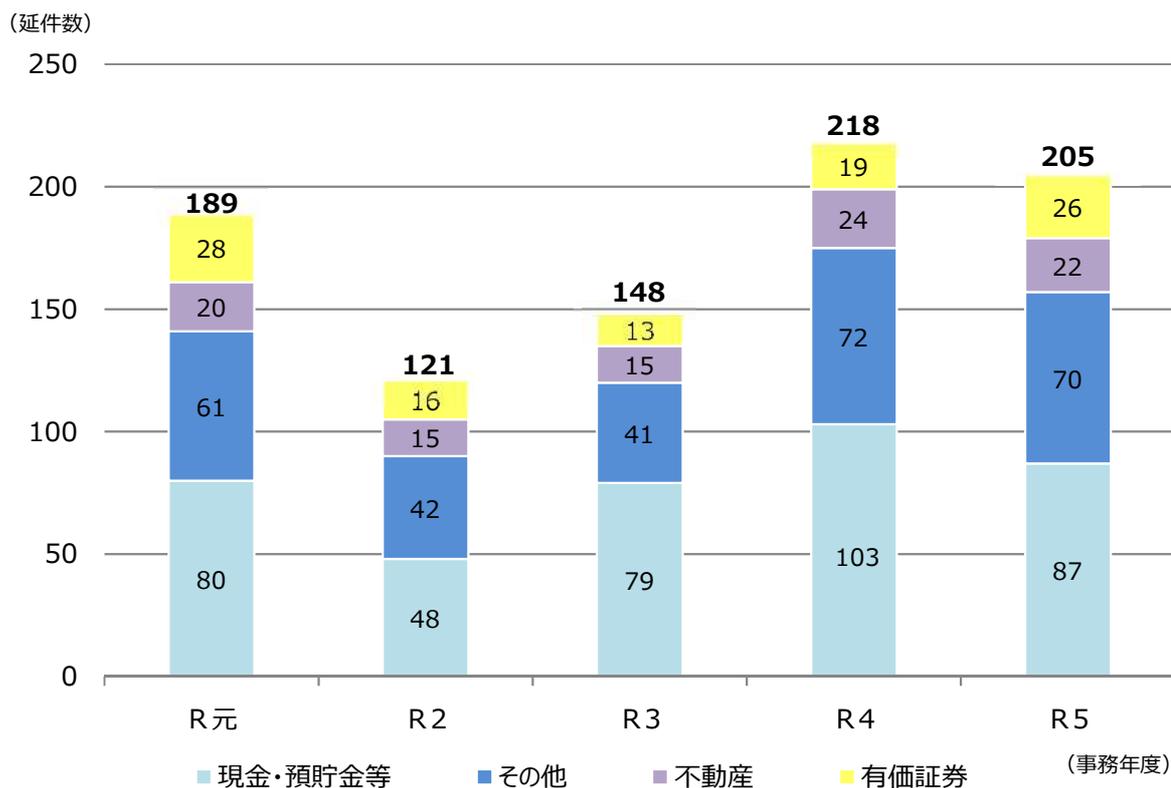
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

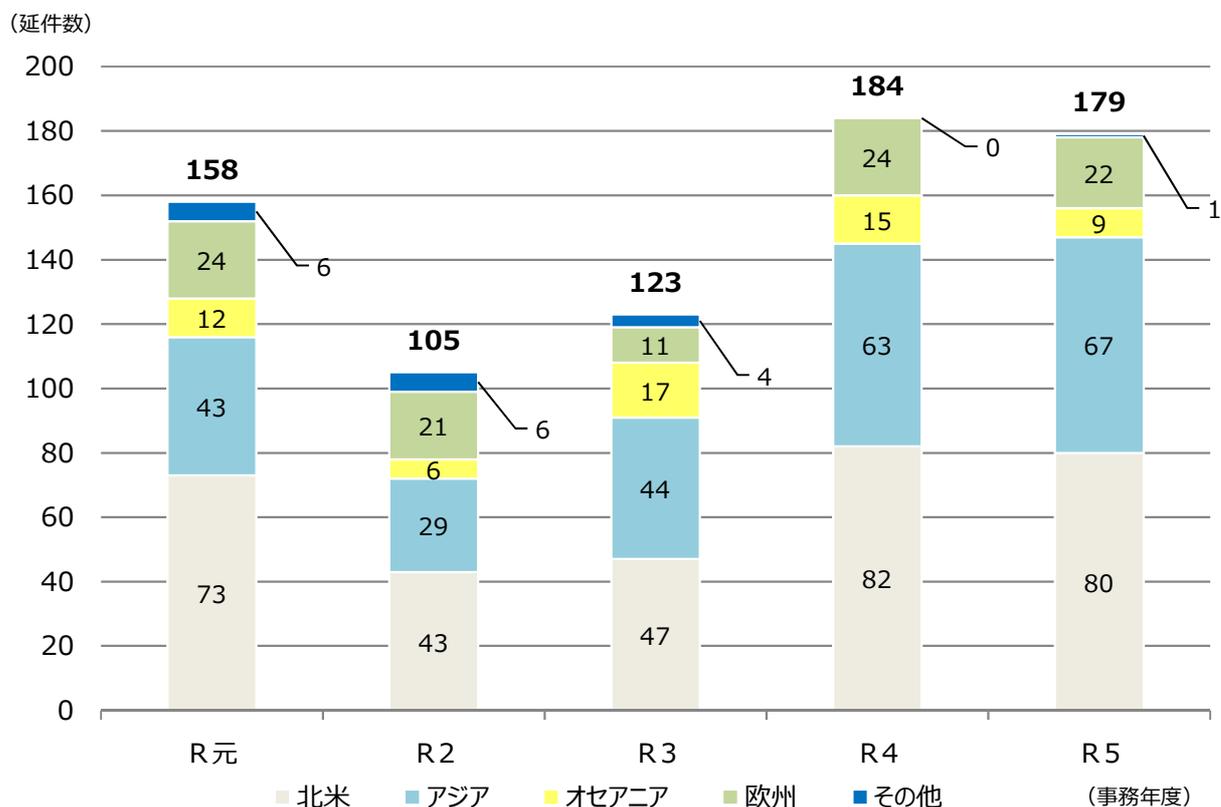


3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。